

障害年金について

★どんな制度？★

精神科の病気により、日常生活や社会生活に支障がある方が受けられる金銭的援助です。2ヶ月に1度、等級に応じた金額を受けとることができます。

★申請の条件は？★

- 20歳以上で、初診日（現在の病院以外も含めて）から1年6ヶ月経っている方。
- 病名と病気の状態が、障害年金の条件に該当する必要があります。
- 納付要件：初診日が20歳以上の場合、国民年金の納付状況を確認する必要があります。

★申請窓口は？★

精神科の初診日を確認してください。

- 初診時に20歳未満、もしくは国民年金に加入していた方…市区町村の役所の年金課
- 初診時に厚生年金に加入していた方、もしくは第3号被保険者の方…住所地の年金事務所
- 初診時に共済組合に加入していた方…各共済組合の事務所

★準備するものは？★

まず、申請窓口で以下の書類をもらってきてください。

- 受診状況等証明書（初診日の証明書）→初診の医療機関に依頼する。
- 診断書→現在のものは、かかりつけの病院で作成。
（障害年金をさかのぼって請求する場合には、初診日から1年6ヶ月後にかかった医療機関で、もう1通作成してもらう場合があります）
- 病歴・就労状況等申立書→ご本人（またはご家族）が記入。
- 裁定請求書→ご本人（またはご家族）が記入。

準備ができれば、申請窓口に必要な書類を揃えて提出してください。

★受給後は？★

通知に従って、数年に1度、現況届や診断書の提出が必要になります。

★注意点は？★

複雑な部分があり、時間と手間がかかります。

申請窓口に行く前に、主治医や病院のソーシャルワーカーにご相談ください。



2018年4月

東大病院 精神科ソーシャルワーカー 正岡・石浦